

防犯灯のLED化進捗状況について

LED化実施状況（2月12日時点）

＜施工済み＞ 1,619灯（防犯灯、街路灯、公園灯など）

＜未施工＞ 309灯（防犯灯（新設含む））

今後のLED化について

＜平成30年度実施＞（117灯）

●新設防犯灯（3月中完工予定）

- ・中国電力の許可を待っています。先行して防犯灯を設置しており、許可の下り次第、点灯します。

●2号線アンダーパス等（2月中完工予定）

- ・灯具を保護する部品の製造が遅れています。材料が届き次第、工事を行います。

●木柱からの移設、柱の更新等（3月中完工予定）

- ・一時的に木柱へLED防犯灯を取り付けています。準備ができ次第、木柱からの移設、柱の更新を実施します。なお、一部の木柱は、中電、NTTの所有物のため、更新することができません。

＜平成31年度以降実施＞（192灯）

●建物、塀等に取り付けてある防犯灯について

- ・原則として、付近の電柱へ移設します。付近に電柱等がない場合には、自治会長、町内会長とご相談のうえ、設置箇所を確定します。

●看板灯（箱型灯）の取り扱いについて

- ・リース物件となるため、通常のLED防犯灯へ更新します。
- ・看板として存続させる場合には、町との協議が必要となります。

●流通団地内電池灯

- ・中国電力の低圧電力敷設工事が実施でき次第、通常の防犯灯の設置及び、電池灯の撤去工事を行います。

●蛍光灯防犯灯が残っていた場合

- ・町への移管後、その他新設等の設置工事と合わせ、LED防犯灯へ更新します。持ち主等のわかる場合は、情報提供をお願いします。

防犯灯の新設手続きについて

<申請者>

防犯灯の設置は、自治会長・町内会長からの申請により取り付けます。個人の方から直接の申請は受け付けていません。

<設置までの流れ>



<設置する防犯灯>

LED10Wタイプ

<設置費用>

なし



<新規設置基準>

以下のすべての基準を満たす場所へ防犯灯を設置します。

- ①犯罪や事故等が発生するおそれがあり、設置の必要があると認められる場所。
- ②不特定多数の方が通行する公道であること。
- ③最も近くにある防犯灯から、おおむね50メートル離れていること。
- ④設置を希望する場所に、既設の電柱等がある。または、専用の柱を建てることことができる。
- ⑤利用目的が、特定個人のために限定されないこと。
- ⑥防犯灯を設置する場所から半径20メートル以内の関係者の同意があること。

防犯灯の設置を自治会・町内会等で希望されている場合、まずは下記までご相談ください。制度についてのお問い合わせも、下記までお願いします。

問い合わせ先

早島町総務課

電話086-482-0611